

# 国立国会図書館

## 模倣品・海賊版対策の現状と課題

### 調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 852 (2015. 3. 3.)

#### はじめに

#### I 模倣品・海賊版被害の現状

- 1 模倣品・海賊版とは
- 2 模倣品・海賊版被害の広がり

#### II 日本の模倣品・海賊版対策

- 1 知的財産立国宣言
- 2 模倣品・海賊版対策の現状

#### III 中国における知的財産権侵害の現状と対策

- 1 知的財産権侵害の現状
- 2 知的財産権侵害への対策
- 3 知的財産権法院の設立

#### おわりに

- 特許庁の「模倣被害調査報告書」によれば、平成 24 (2012) 年度、模倣被害にあったと答えた企業・団体は 944 社 (有効回答数 4,323 社)、そのうち模倣被害額について回答のあった 374 社の被害総額は 1001 億円とされる。
- 我が国でも、税関における水際対策、模倣品・海賊版の取締り強化に関する条約の締結、中小企業等に対する知的財産の権利化支援、消費者への啓発活動等が行われており、今後も継続した取組が望まれる。
- 中国は、模倣品・海賊版の主な仕出国となっているが、近年関連法令の整備が進み、行政機関、司法機関が対応を強化している。平成 26 (2014) 年末には知的財産権法院が開廷するなど、知的財産権保護の新たな取組が注目されている。

国立国会図書館

調査及び立法考査局経済産業課

とちお たかこ  
(栃尾 多佳子)

関西館アジア情報課

はまかわ きょうこ  
(濱川 今日子)

## はじめに

模倣品・海賊版撲滅のため、日本政府や企業は、以前から様々な対策を取ってきた。しかし、特許庁の調査によれば、いまだ5社に1社が模倣被害を受けており、また、最近では、国内の大手百貨店の催事場で人気ブランドのブレスレットの偽物が売られていた<sup>1</sup>など、模倣品や海賊版の広がりを見逃ごせない状況にある。さらに、オークションサイトでの模倣品の販売や、インターネット上での海賊版の拡散など、新たな問題も出てきている。

第2次安倍晋三内閣以来の成長戦略である「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」及び「知的財産政策に関する基本方針」では、「知財立国日本」や「コンテンツ創造立国」が掲げられているが、模倣品・海賊版の撲滅に向けた取組は、知財立国日本やコンテンツ創造立国を実現するためにも重要である。本稿では、模倣品・海賊版問題の現状とこれまでの対策を振り返り、また、中国の知的財産保護法制にも触れながら、今後の課題について考える。

## I 模倣品・海賊版被害の現状

### 1 模倣品・海賊版とは

#### (1) 模倣品・海賊版とは

一般に、特許権<sup>2</sup>、意匠権<sup>2</sup>、商標権<sup>3</sup>等の産業財産権や著作権等の知的財産権によって守られた物品を「真正品」と呼ぶのに対して、これらの知的財産権を侵害して製造・販売される物品を「知的財産侵害品」又は「不正商品」と呼んでいる。さらに、これらの「不正商品」のうち、特許権等の産業財産権を侵害する物品を「模倣品」、著作権を侵害する物品を「海賊版」と呼んで区別している。<sup>4</sup>

#### (2) 模倣品・海賊版を取り締まるべき理由

模倣品・海賊版を取り締まるべき理由として、権利者の立場からは、①権利者の利益が剥奪される、②権利者が培ってきたブランドイメージが悪化する、③「ただ乗り」されることで、権利者である企業のイノベーション、創造意欲が減退する、といった点が挙げられる。

\* 2006年以前の動向については、高澤美有紀「模倣品・海賊版対策の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』508号, 2006.1.31. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000680\\_po\\_0508.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000680_po_0508.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>を参照。上記のほか、インターネット上での著作権侵害に関しては、齋藤千尋「違法ダウンロード刑事規制をめぐる動き—平成24年著作権法改正—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』760号, 2012.10.18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3580528\\_po\\_0760.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3580528_po_0760.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>; 前橋奈保子「インターネット上の著作権侵害に関する各国の法制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』747号, 2012.4.5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3487281\\_po\\_0747.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487281_po_0747.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>を参照。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは平成27(2015)年2月6日である。

<sup>1</sup> 「百貨店 偽ブランド販売か」『日本経済新聞』2014.1.23; 「偽ブランド業者 逮捕へ」『日本経済新聞』2014.5.13.

<sup>2</sup> 意匠権は、独創的で美的な外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインなどを保護している。

<sup>3</sup> 商標権は、商品・役務に使用するマーク(文字・図形・記号など)を保護している。

<sup>4</sup> 発明推進協会外国相談室「産業財産権侵害模倣品対策の基礎知識」2013.6, p.2. <<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/joho/knowledge.html>> 偽ブランドバッグや電化製品、医薬品などは「模倣品」に、音楽CDやDVD、ゲームソフトなどを違法コピーしたものは「海賊版」にあたる。

また、消費者や社会全体の視点から、④消費者の健康や安全が脅かされる<sup>5</sup>、⑤模倣品の製造・販売が犯罪組織の資金源となる<sup>6</sup>といった問題点も挙げられている。

このように、模倣品・海賊版を放置することは、権利者たる企業や消費者、ひいては社会全体に不利益を及ぼすことになる。

## 2 模倣品・海賊版被害の広がり

### (1) 世界の模倣品・海賊版マーケット

平成 21 (2009) 年に公表された OECD のレポートは、平成 19 (2007) 年の模倣品・海賊版に係る国際貿易額が 2500 億ドルに上ると試算し、国際貿易に占める割合が平成 12 (2000) 年の 1.85%から平成 19 (2007) 年には 1.95%へ上昇していると推計している<sup>7</sup>。この数字には、模倣品が国内で生産・消費される場合や、インターネットを通じてデジタル商品の海賊版が頒布される場合は含まれていないことから、これらを含めた模倣品・海賊版による被害額はさらに数千億ドル多くなると考えられる<sup>8</sup>。

### (2) 日本における模倣品・海賊版被害の実態

特許庁の「模倣被害調査報告書」によれば、平成 24 (2012) 年度に模倣被害<sup>9</sup>にあったとする企業は 944 社 (有効回答数 4,323 社) であり、その割合 (被害率) は 21.8%に上っている。企業規模別では、大企業の被害率が 25.0%と、中小企業の被害率 19.4%を上回っている。<sup>10</sup>

被害を受けている権利の種類としては、商標が 59.4%と 1 位を占め、次いで、意匠 (36.3%)、特許・実用新案<sup>11</sup> (31.6%)、著作物 (17.8%) となっている。また、模倣被害にあったとする企業のうち模倣被害額について回答のあった 374 社の被害額総額は 1001 億円であった。また、1 社あたりの平均被害額は 1.9 億円であった。<sup>12</sup>

<sup>5</sup> 政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」2014.6. <<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140625002/20140625002-3.pdf>> 「はじめに」において①～④の理由が挙げられている。特に、医薬品や化粧品の模倣品では、効果がないだけでなく、人体に有害な物質が含まれているケースもある。また、自動車部品や家電製品の模倣品も事故や火災を引き起こす可能性があり危険である。

<sup>6</sup> 特許庁「平成 25 年度 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」<[http://www.jpo.go.jp/mohouhin/25fy/campaign/crime/script\\_ja/](http://www.jpo.go.jp/mohouhin/25fy/campaign/crime/script_ja/)>

<sup>7</sup> OECD, *MAGNITUDE OF COUNTERFEITING AND PIRACY OF TANGIBLE PRODUCTS: AN UPDATE*, 2009.11, p.1. <<http://www.oecd.org/sti/ind/44088872.pdf>> これは、2008 年に公表された報告書 (OECD, *The economic impact of counterfeiting and piracy*, 2008.) の更新版である。2008 年の報告書は、2005 年の模倣品・海賊版に係る国際貿易額は 2000 億ドルと試算していた。

<sup>8</sup> “*The economic impact of counterfeiting and piracy*,” *ibid.*, p.13. <<http://www.oecd.org/industry/ind/40896133.pdf>>

<sup>9</sup> 特許庁「2013 年度 模倣被害調査報告書」2014.3, p.5. <[http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2013\\_houkoku/2013shousai.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2013_houkoku/2013shousai.pdf)> アンケートの「模倣被害」には、日本では知的財産権を取得しているが、被害にあった国では当該模倣対象商品の知的財産権を有していない場合など、権利化していない商品・サービスの模倣被害も含んでいる。

<sup>10</sup> 同上, pp.8-9. 平成 25 (2013) 年 9 月から 11 月にかけて、日本で特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願等を行った国内企業等で合計出願件数の多い企業等 8,081 社を対象としてアンケート調査を行った。

<sup>11</sup> 実用新案権は、物品の形状・構造・組合せに関する考案 (小発明) を保護している。

<sup>12</sup> 特許庁 前掲注(9), p.17. 平均被害額は、調査年度による振れ幅の大きい被害額 100 億円以上の被害企業における被害額は外れ値として除き、100 億円未満平均被害額として算出している。

輸入の面からみると、平成 25（2013）年の全国の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は過去最高の 28,135 件となり、差止価額は推計で約 130 億円に上るとされる<sup>13</sup>。仕出国（地域）<sup>14</sup>別では、中国を仕出地とするものが 25,844 件（構成比 91.9%）で第 1 位となっており、また、輸送形態別では、一般貨物の 1,719 件（構成比 6.1%）に対し、郵便物が 26,416 件（構成比 93.9%）と大半を占めている。

消費者の声からも、模倣品による被害が広がっていることが見て取れる。海外ショッピング（インターネット・店頭取引を含む）でトラブルに遭遇した消費者からの相談を受け付けている消費者庁越境消費者センターが、平成 25（2013）年度に受け付けた相談 4,508 件のうち、「模倣品到着」に関する相談が 1,080 件と 24.0%を占めている<sup>15</sup>。また、同センターで受け付けた模倣品の販売に関するトラブルのうち解決できたものは僅か 3%で、事業者との連絡方法がない等の理由で 7 割以上が解決不能となっている<sup>16</sup>。

## II 日本の模倣品・海賊版対策

### 1 知的財産立国宣言

平成 14（2002）年 2 月、小泉純一郎首相は、知的財産を戦略的に保護・活用し、我が国の国際競争力を強化することをうたい、「知的財産立国宣言」を行った<sup>17</sup>。同年 3 月には知的財産戦略会議が設置され、同年 7 月には知的財産立国実現のための政府の基本的な構想を示す知的財産戦略大綱<sup>18</sup>が取りまとめられた。同年 11 月には、「知的財産基本法」（平成 14 年法律第 122 号）が成立し、平成 15（2003）年 3 月には同法の施行に伴い知的財産戦略本部が設置された。（表 1）

その後、平成 15（2003）年 7 月に策定された「知的財産推進計画 2003」<sup>19</sup>の中で、模倣品・海賊版対策が取り上げられ

表 1 知的財産政策をめぐる動向

年	出来事
平成 14 年 (2002)	小泉首相が知的財産立国宣言（2 月）。知的財産基本法が成立（11 月）。
平成 15 年 (2003)	知的財産基本法が施行され、知的財産戦略本部が設置される（3 月）。
平成 16 年 (2004)	政府模倣品・海賊版対策総合窓口が設置され、模倣品・海賊版対策に係る窓口が一本化される（8 月）。
平成 21 年 (2009)	中国政府（商務部）との間で、模倣品・海賊版対策等、知的財産権保護活動に関する覚書を締結。（6 月）
平成 23 年 (2011)	日本を含む 8 か国が「偽造品の取引の防止に関する協定」に署名。日本は平成 24 年 10 月に受諾書を寄託し、最初の締結国となる（未発効）。
平成 25 年 (2013)	「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」、「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定。「知財立国日本」の再興、「コンテンツ創造立国」を目指す（6 月）。

（出典）政府資料等を基に筆者作成。

<sup>13</sup> 財務省「輸入差止件数が過去最高」2014.3.13, pp.1-2. <[https://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2013/ka20140313.pdf](https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2013/ka20140313.pdf)>

<sup>14</sup> 問題となっている物品が発送された仕出国（地域）であり、原産国（地域）ではない。

<sup>15</sup> 消費者庁「消費者白書 平成 26 年版」2014.6, p.144. <[http://www.caa.go.jp/adjustments/index\\_15.html](http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html)>

<sup>16</sup> 消費者庁越境消費者センター「(参考) 模倣品トラブルに関する相談件数等」 <<http://www.cb-ccej.caa.go.jp/case/e/case4.html>> データの対象期間は平成 24 年 4 月から平成 25 年 8 月。

<sup>17</sup> 第 154 回国会衆議院会議録第 4 号 平成 14 年 2 月 4 日 p.2.

<sup>18</sup> 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」2002.7.3. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>>

<sup>19</sup> 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」2003.7.8. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.pdf>>

20、その後毎年、の推進計画でも、模倣品・海賊版対策は継続して取り上げられている。最新の「知的財産推進計画 2014」<sup>21</sup>では、模倣品・海賊版対策として、正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進や、海外における権利処理団体の育成支援などが取り上げられている。また、「偽造品の取引の防止に関する協定」(Anti-Counterfeiting Trade Agreement: ACTA, I 章 2 節 (2) で後述) の早期発効に向けて各国への働きかけを継続することなど国際的な枠組作りや、二国間の経済協議を通じたグローバルな模倣品・海賊版対策の強化といった施策も取り上げられている。<sup>22</sup>

## 2 模倣品・海賊版対策の現状

### (1) 水際対策

前述の「模倣被害調査報告書」によると、模倣被害を受けた企業 944 社のうち 608 社が、模倣品・サービスの製造国は中国と答えており<sup>23</sup>、中国で製造された模倣品・海賊版が、日本にも流入しているものと推測される。また、実際に、多くの模倣品・海賊版が税関で差し止められている状況からも、日本国内で流通する前の水際取締りが重要といえる。

現在、我が国では、知的財産権侵害品の輸出、輸入、通過<sup>24</sup>とも取締り対象となっている(表 2、表 3)。各税関は、権利者からの差止申立に基づき、又は職権で、知的財産権侵害品の取締りを行っている。

表 2 水際取締りの対象となった年月及び罰則

		特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権
輸入	取締り開始年	明治 32 年 (1899)	明治 39 年 (1906)	明治 32 年 (1899)		
	罰則	10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれを併科 (両罰規定あり：法人等に対する 1000 万円以下の罰金刑)				
輸出	取締り開始年	平成 19 年 (1 月) (2007)				平成 19 年 (7 月) (2007)
	罰則	10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれを併科 (両罰規定あり：法人等に対する 1000 万円以下の罰金刑)				
通過 貨物	取締り開始年	平成 20 年 (2008)				
	罰則	10 年以下の懲役若しくは 700 万円以下の罰金又はこれを併科 (両罰規定あり：法人等に対する 700 万円以下の罰金刑)				

(出典)『知的財産侵害物品の水際取締り制度の解説 2009 年版』日本関税協会知的財産情報センター, 2009 等を基に筆者作成。

<sup>20</sup> 企業の海外での権利取得・権利行使の支援、模倣品・海賊版対策に係る官民連携の強化、条約交渉の場などを利用した侵害発生国政府への働きかけの強化、個人使用目的の輸入を抑止するための法改正の検討などを含む水際・国内取締りの強化などが挙げられている。

<sup>21</sup> 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2014」2014.7. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>>

<sup>22</sup> 近年は、コンテンツの海外展開を意識して、コンテンツ侵害対策が多く取り上げられている。

<sup>23</sup> 特許庁 前掲注(9), p.11.

<sup>24</sup> 我が国を経由して第三国に輸送される通過貨物も取締りの対象となる。輸入の目的以外の目的(通過目的)で我が国に到着した貨物が知的財産権侵害品だった場合に、当該貨物を保税地域に蔵置したり、外国貨物のまま運送(保税運送)したりする行為が禁止されている。

表3 近年の水際取締りの強化に向けた法改正

改正された年	改正の内容
平成7(1995)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）が発効。同協定の定める義務を実施するため、商標権、著作権等に係る輸入差止申立手続や侵害疑義物品の認定手続等が整備される。</li> <li>・取締体制として、大蔵省関税局に知的財産専門官、税関に知的財産調査官が設置される。</li> </ul>
平成15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入差止申立制度の対象となる権利が、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大される。</li> </ul>
平成16(2004)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産侵害物品に当たるか否かを認定する手続の開始通知を行う場合に、輸入者情報等を権利者に通知する制度が導入される。</li> </ul>
平成19(2007)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許権、実用新案権、意匠権、商標権侵害物品及び不正競争防止法違反物品の輸出が取締り対象となる（1月）。</li> <li>・著作権、著作隣接権侵害物品の輸出も取締り対象となる（7月）。</li> <li>・「輸入差止申立書」（特許権、実用新案権、意匠権に係るものを除く）が受理されている場合に、対象となる疑義貨物に関する認定手続において、輸入者等から争う旨の申出がない場合、速やかに侵害認定、没収・廃棄ができる制度（簡素化手続）が導入される。</li> </ul>
平成20(2008)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通過貨物も取締りの対象となる。</li> </ul>
平成22(2010)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産侵害物品等の禁止品輸出入（通貨貨物も含む）罪に係る罰則水準の引上げ「7年以下の懲役若しくは700万円（500万円）以下の罰金又は併科」を「10年以下の懲役若しくは1000万円（700万円）以下の罰金又は併科」とする。 （）内金額は通貨貨物の場合）</li> </ul>

（出典）「侵害物品取締制度の歴史～輸入禁制品として100年余の歴史あり～」税関 HP <[http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d\\_002.htm](http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_002.htm)> ほか各種資料を基に筆者作成。

## （2）国際的な取組

知的財産権の保護に関する国際条約として、WTO（世界貿易機関）設立協定の附属書である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Right: TRIPS 協定）がある。平成7（1995）年1月に発効した本協定に基づき、WTO加盟国は、最低限、同協定に定められたレベルの知的財産権の保護を行うことが義務付けられている。しかしながら、先進国を中心に、TRIPS 協定に定められた保護水準では不十分との声も多く、各国では、TRIPS 協定を上回る水準の保護やエンフォースメント（執行）の強化に関する定め（TRIPS プラス）を、自国が締結する経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）／自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）の中に盛り込む動きが加速している。<sup>25</sup>

日本が締結している多くのEPAにも知財章が設けられており、TRIPS 協定を上回るレベルの保護が規定されている。例えば、TRIPS 協定では、加盟国は、知的財産権を侵害する物品に関し、権利者の申立てによる国境での通関停止措置や刑事手続・刑事罰について定めなければならないとされているが、対象となるのは商標権と著作権に限られている。これに対し、日本が締結しているEPAでは、その対象を特許権や実用新案権、意匠権にも広

<sup>25</sup> 外務省は、締約国間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定をFTA、より包括的な協定をEPAと定義し、日本はEPAを推進してきたとしている（外務省経済局経済連携課編「EPA 経済連携協定 FTA 自由貿易協定」2012.3. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/EPA\\_FTA.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/EPA_FTA.pdf)>）。しかし、近年の一般的なFTAは、物品・サービス貿易以外の分野を含み、EPAと実質的な差はない。

げている<sup>26</sup>。また、権利侵害物品に関する情報の権利者への通知を義務付ける条項を含んでいる EPA もあり<sup>27</sup>、模倣品・海賊版の取締りに役立つものになっている。<sup>28</sup>

各国政府に対し、模倣品・海賊版撲滅のための協力体制構築に向けた働きかけも行われている。特に、模倣被害が多く発生している中国政府との間では、平成 21 (2009) 年 6 月に、「経済産業省と中国商務部との知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」が交わされ、本覚書に基づき設置された日中知的財産権ワーキング・グループでは、模倣品・海賊版問題に関する意見交換や解決策の検討などが行われている<sup>29</sup>。なお、中国における知的財産権侵害の現状と対策については、Ⅲ章で詳述する。

また、日本は、二国間条約だけではなく、国際的な枠組作りも進めている。平成 17 (2005) 年のグレンイーグルズ・サミットで小泉首相が提唱し、日本が主導して策定した条約として、ACTA がある。ACTA は、知的財産権の侵害行為に対する執行手続の規制に主眼をおいた条約で、民事上及び刑事上の執行手続や罰則、国境における措置、デジタル環境下における侵害行為に対する措置等に関する規定が置かれている<sup>30</sup>。平成 23 (2011) 年 10 月に、日本を含めて 8 か国<sup>31</sup>が署名、その後、EU 及びその加盟 22 か国、メキシコが署名した。ACTA は、6 番目の批准書等が寄託された日の後 30 日で発効することになっており、日本は、平成 24 (2012) 年 10 月に受諾書を寄託し、最初の締結国となった。もともと、平成 24 (2012) 年 7 月には、EU 議会が批准を否決するなど、条約の早期発効は難しい状況になっており、条約発効のために、引き続き関係各国への働きかけが進められている<sup>32</sup>。

### (3) 権利化の支援等

自社の重要な技術を使用した製品や、形態やロゴを真似たコピー商品が作られても、その技術やデザインに関する特許権や商標権、意匠権等を取得していなければ、そのような行為を止めさせることは難しい。模倣被害を食い止めるためには、日本や海外で当該製品に係る知的財産を権利化しておくことが重要である。しかしながら、出願費用をはじめと

<sup>26</sup> 日タイ EPA、日インドネシア EPA、日フィリピン EPA など。

<sup>27</sup> 日マレーシア EPA、日タイ EPA など。

<sup>28</sup> 梶田朗・安田啓編著『FTA ガイドブック 2014』ジェトロ、2014、pp.240-257。

<sup>29</sup> 平成 21 (2009) 年度には、中国政府機関との間で本覚書のほか 3 つの覚書が交わされている (①商標権等に係る問題を対象とする経済産業省と中国国家工商行政管理総局との覚書、②特許権等に係る問題を対象とする特許庁と中国知識産権局との覚書、③著作権・著作隣接権等に係る問題を対象とする文化庁と中国国家版權局との覚書)。

<sup>30</sup> 輸出貨物、輸入貨物とも職権又は権利者の申立てによる通関停止措置を義務化、模倣ラベル単体での取引の刑事罰化、違法なコピーやアクセスを不可能とする技術的手段を解除するソフト等の製造、輸入、頒布、サービス提供を規制対象とする点などで、現行のルールを上回る規制内容となっている (梶田・安田編著 前掲注 (28)、pp.255-257; 「偽造品の取引の防止に関する協定」外務省 HP <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/pdfs/acta1105\\_jp.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/pdfs/acta1105_jp.pdf)>)。

<sup>31</sup> ほかに 7 か国は、オーストラリア、カナダ、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国。

<sup>32</sup> EU 議会は、インターネット分野などで表現の自由を侵害するおそれがあるとして否決した (JETRO デュッセルドルフ事務所「欧州議会、ACTA の批准を否決」2012.7.5. <<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120705.pdf>>; 「模倣品防止条約に暗雲 E 不参加決定 日米の構想修正へ」『日本経済新聞』2012.7.5、夕刊。)。なお、日本の外務省は、ACTA では、「表現の自由、公正な手続き、プライバシーその他の基本原則」を各国がそれぞれの法令にしたがって維持することが繰り返して述べられており、正当なインターネット利用を制限したり、インターネット・アクセスを遮断したり、インターネット・サービス・プロバイダによる監視を義務付けるような規定は含まれていない、としている (外務省「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) について」2012.9. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/pdfs/about\\_acta.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/pdfs/about_acta.pdf)>)。

して、権利化のための費用は高額で、特に中小企業にとっては負担が重い。そのため、政府や地方自治体は、様々な費用負担軽減策を打ち出している。

#### (i) 中小企業に対する外国出願支援事業

特許庁は、平成 20 (2008) 年度から、都道府県等中小企業支援センターに対する補助金交付を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、特許権等の外国出願に係る費用の一部を補助している。制度の実施地域は国内 40 地域で、支援できない地域が存在していることが課題であったが、平成 26 (2014) 年度には日本貿易振興機構 (JETRO) を通じ、全ての都道府県で中小企業が支援を受けられる実施体制とした。<sup>33</sup>

上記以外に、独自の助成制度を設けている自治体もある。東京都知的財産総合センターは、都内で事業を営んでいる中小企業者、中小企業団体等に対して、特許、実用新案、意匠、商標の外国出願費用の助成を行っている<sup>34</sup>。また、特に世界規模で事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業等を対象に、権利取得費用や知財トラブル費用を 3 か年にわたり 1000 万円を限度に補助するグローバルニッチトップ助成事業も行っている<sup>35</sup>。

#### (ii) 特許料・審査請求料等の軽減

「産業技術力強化法」(平成 12 年法律第 44 号)、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成 18 年法律第 33 号。いわゆる「中小ものづくり高度化法」)により、研究開発型中小企業等は、特許審査請求料・特許料の半額軽減措置を受けることができる<sup>36</sup>。

また、平成 25 (2013) 年 12 月に成立した「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 98 号。いわゆる「産業競争力強化法」)に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から、小規模企業や設立後 10 年未満で資本金 3 億円以下の中小ベンチャー企業等を対象に、国内出願に係る審査請求料や特許料 (第 1 年から第 10 年分)、国際出願

<sup>33</sup> 特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録の出願が対象。冒認対策商標に係る出願 (第三者による抜け駆け出願の対策を目的とした商標出願) も含まれる。対象となる費用は、外国特許庁等に直接出願した場合の出願手数料、PCT 出願 (特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) に基づく出願のこと) に係る各指定国への国内段階移行時の手数料、外国出願に係る国内弁理士費用や現地代理人費用、翻訳料等。補助率は 2 分の 1。1 案件ごとの補助上限額は、特許出願は 150 万円、実用新案・意匠・商標登録出願は 60 万円 (冒認対策商標については 30 万円)。1 企業に対する補助金の総額は 300 万円が限度。(特許庁編『特許行政年次報告書 2014 年版』p.193, 335; 「平成 26 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (中小企業外国出願支援事業)」特許庁 HP <[http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_gaikokusyutugan.htm](http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm)>)

<sup>34</sup> 対象となる費用は、外国特許庁等に直接出願した場合の出願手数料、PCT 出願に係る国際出願手数料・各指定国への国内段階移行時の手数料、外国出願に係る国内弁理士費用や現地代理人費用、翻訳料、先行技術調査費用、国際調査手数料等。補助率は 2 分の 1。助成限度額は特許出願が 300 万円、実用新案、意匠、商標登録出願は 60 万円。1 年度に 1 社 1 出願まで。(東京都知的財産総合センター「助成事業について」<<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/>>)

<sup>35</sup> 補助率は 2 分の 1 (東京都知的財産総合センター「グローバルニッチトップ助成事業」<<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/nichetop/index.html>>)

<sup>36</sup> 半額軽減措置の対象となる特許料は、平成 24 年 3 月 31 日以前に審査請求・特許料納付の手続がされたものについては、第 1 年から第 6 年分、平成 24 年 4 月 1 日以降に手続がされたものについては、第 1 年から第 10 年分である (「特許料等の減免制度」2014.1. 特許庁 HP <<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>>; 「特許料等の減免制度 (平成 24 年 3 月 31 日以前)」特許庁 HP <[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen\\_old.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen_old.htm)>)



に係る日本の特許庁による国際調査等を受けるための手数料や予備審査手数料等を3分の1に軽減する措置が取られている<sup>37</sup>。

#### (4) 啓発活動

模倣品・海賊版の購入者の中には、真正品とだまされて購入する人のほか、安いからといった理由で、模倣品・海賊版と知って購入する人もおり、これらの購入者の存在が、模倣品・海賊版が流通する土壌を作り出している。

実際、平成24(2012)年10月に内閣府が行った「ニセモノ」購入についての認識調査では、「どんな理由でも購入すべきでないと思う」とする人が44.7%いる一方、「正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う」とする人も23.0%存在する<sup>38</sup>。

特許庁では、このような消費者の意識向上を図るため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年実施しており、平成26(2014)年度は、「ニセモノはかわいくない！」をキャッチコピーに、総合ポータルサイトや価格比較サイト、オークションサイトへのウェブ広告の掲載、特許庁ホームページ内に特設ウェブサイト进行を設け模倣品に関する動画の配信等を行っている<sup>39</sup>。

#### (5) 企業の取組

模倣被害を受ける企業も対策を講じている。前述の「模倣被害調査報告書」によると、平成24(2012)年度に模倣被害対策を採った企業の割合は43.3%、1社あたりの平均模倣被害対策費は約760万円だった。対策費100万円未満の企業が31.3%、100～500万円未満の企業が33.1%と、500万円未満の企業が過半を占める一方、3000万円以上の対策費をかけている企業も7.6%を占めた。<sup>40</sup>

個別企業ごとに対応するだけでなく、業界団体や、業界横断的な団体による取組もなされている。日本自動車部品工業会(JAPIA)は、中国模倣品取締機関をサポートするため、取締機関向けに真贋判定セミナーや意見交換会を行っている<sup>41</sup>。また、模倣品を減らすための「5カ年ロードマップ」を策定し、海外展示会で模倣品対策に特化した展示を行うほか、欧米の反模倣品団体との連携を深めるとしている<sup>42</sup>。

その他、近年問題となっているインターネットオークション等における模倣品・海賊版の流通に関して、権利者とインターネット事業者が情報交換等を行うための組織として、

<sup>37</sup> 特許庁 前掲注(33), p.194. 平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合が対象。なお、国際出願に係る手数料のうち世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization: WIPO)に対する国際出願手数料やWIPOにおける予備審査手数料については、手数料自体を軽減するのではなく、一旦、手数料納付後に3分の2が国際出願促進交付金として交付される。

<sup>38</sup> 内閣府政府広報室「知的財産に関する特別世論調査」の概要 2012.11.15. <<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h24/h24-chizai.pdf>> 調査員による個別面接聴取方式による調査で、回答の有効回収数は1,866人。回答結果としては、上記のほか、「正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う」が8.8%、「公然と売っているので、購入するのは仕方がないと思う」が17.1%となっている。

<sup>39</sup> 特許庁「平成26年度 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」 <<http://www.jpo.go.jp/mohouhin/26fy/campaign/>>

<sup>40</sup> 特許庁 前掲注(9), pp.70, 81.

<sup>41</sup> 「中国模倣品取締り機関向け活動の実施」日本自動車部品工業会 HP <<http://www.japia.or.jp/work/china.html>>

<sup>42</sup> 日本自動車部品工業会「平成26年度事業計画書」p.4. <<http://www.japia.or.jp/japia/26keikaku.pdf>>

平成 17 (2005) 年には、「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」(CIPP) が設立されている<sup>43</sup>。

業界横断的組織としては、平成 14 (2002) 年に、海外における模倣品・海賊版等の知的財産権侵害問題の解決を図る「国際知的財産保護フォーラム」(IIPPF) が設立された。IIPPF には、製造業企業・団体だけでなく、コンテンツ海外流通促進機構やコンピュータソフトウェア著作権協会等の団体も参加しており<sup>44</sup>、インターネット上の模倣品対策を目的としたインターネット WG による活動も行われている。IIPPF は、設立以降、毎年のように官民合同訪中団を派遣し、中国政府関係機関に対する法改正や執行強化の要請、意見交換等を行っている。

### Ⅲ 中国における知的財産権侵害の現状と対策

#### 1 知的財産権侵害の現状

前述のとおり、平成 25 (2013) 年の日本の税関における知的財産侵害物品の輸入差止事案のうち、中国を仕出国とする事案が全体の 9 割を超えている<sup>45</sup>。また、前述の「模倣被害調査報告書」によると、模倣品の製造、経由、販売提供国として、中国を挙げる企業が最も多かった<sup>46</sup>。国外においても、米国政府や欧州委員会が中国を知的財産権侵害の問題が最も深刻な国に指定するなど<sup>47</sup>、中国における知的財産権の侵害は、世界的にも大きな問題となっている<sup>48</sup>。

中国で知的財産権の侵害が多発する要因は様々に論じられているが、その背景として、中国には文化や知識は人々の間で共有されるべきものという伝統的価値観があること、知的財産権に関する理解が十分に広まっていないことなどが指摘されている<sup>49</sup>。

<sup>43</sup> 「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会について」インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会 HP <<http://www.cipp.jp/about.html>>

<sup>44</sup> 平成 26 年 12 月現在で、270 の企業・団体が参加している（「国際知的財産保護フォーラム メンバー一覧」ジェトロ HP <<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iipf/list/>>）。

<sup>45</sup> 中国 (91.9%)、香港 (3.7%) となっている。財務省「平成 25 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」2014.3.13. <[http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2013/20140313.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2013/20140313.htm)>

<sup>46</sup> 特許庁 前掲注(9), pp.10-11.

<sup>47</sup> 米国通商代表部は、各国の知的財産の保護及びエンフォースメントの状況をまとめた『2014 年スペシャル 301 条報告書』において、中国を最も問題が深刻な「優先監視国」及び「306 条監視国」に指定している (Executive Office of the President of the United States, 2014 *Special 301 Report*, 2014. <<http://www.ustr.gov/sites/default/files/USSTR%202014%20Special%20301%20Report%20to%20Congress%20FINAL.pdf>>)。また、EU の『欧州委員会職員作業文書—第三国における知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する報告書—』も、中国を最も有害性の強い「優先度 1」に指定している (European Commission, *Commission staff working document: Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries*, 2013. <[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc\\_150789.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/march/tradoc_150789.pdf)>)。

<sup>48</sup> 例えば、平成 25 (2013) 年に EU の税関において差し押さえられた知的財産権侵害物品のうち、66.12%は中国 (本土)、13.31%は香港を仕出国とする。European Commission, *Report on EU customs enforcement of intellectual property rights: Results at the EU border; 2013*, Luxembourg: Publication Office of the European Union, 2014, p.18. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/customs/customs\\_controls/counterfeit\\_piracy/statistics/2014\\_ipr\\_statistics\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/2014_ipr_statistics_en.pdf)>

<sup>49</sup> 邹彩霞『中国知识产权发展的困境与出路—法理学视角的理论反思与现实研究』上海社会科学院出版社, 2013, 5, pp.51-55; 俞志杰「中国の知的財産権に関する刑事保護」『A.I.P.P.I.』vol.58 no.1, 2013.1, pp.31-32.

## 2 知的財産権侵害への対策

そうした状況の一方で、中国は、平成 13（2001）年の WTO 加盟にあたり、TRIPS 協定との整合性を図るべく、関連法令の大幅な改正及び新たな制定を行った。それ以降も法令の整備や国家戦略の策定が進められ<sup>50</sup>、知的財産権保護の範囲や水準は改善している。

中国における知的財産権関連の法律には、発明、実用新案及び意匠を包括的に規定する特許法（専利法）<sup>51</sup>、トレードマークなどの商標を保護する商標法<sup>52</sup>、著作物を保護する著作権法<sup>53</sup>等がある<sup>54</sup>。

以下では、模倣品の製造、販売をはじめとする知的財産権侵害行為に対する行政機関による取組、司法手続について紹介する。

### （1）行政機関による取組

#### （i）中国国内における知的財産権侵害行為への対応

知的財産権問題を所管する行政部門は、特許権、商標権、著作権などの種類ごとに分かれ、中央政府及び各級の地方政府の下にそれぞれ設置されている。そのうち、知的財産権侵害の取締り等を行うのは、主に地方レベルの各行政部門であり、それぞれが管轄する権利の侵害行為について、権利者などからの請求を受けて、事案を独自に調査し、行政処分を決定する<sup>55</sup>。

**【特許権】** 地方政府が設立した特許業務管理部門（知識産権局）は、特許権の侵害行為について調査し、即時停止の命令や賠償金額についての調停をするほか（特許法第 60 条）、違法所得を没収し、罰金を科す（同第 63 条）。

**【商標権】** 地方政府が設立した工商行政管理部門（工商行政管理局）は、商標権の侵害について調査を行う（商標法第 61、62 条）。権利侵害が認められれば、侵害行為の停止命令、権利侵害商品及びその製造、偽造に使用する器具の没収、廃棄、罰金等の行政処分を科す。また、当事者間の損害賠償金額に関する争いについて、調停を行うこともできる（同第 60 条）。

**【著作権】** 著作権の侵害については、地方政府が設立した著作権行政管理部門（版權局）が管轄地域における事案を調査処理するほか、国家版權局が全国的に重大な事案を担当す

<sup>50</sup> 本文で取り上げる知的財産権関連法のほか、「国家知的財産権戦略要綱」（「国务院关于印发国家知识产权战略纲要」2008 年 6 月）、「国家知的財産権事業発展「十二五」計画」（「国家知识产权事业发展“十二五”规划」2011 年 10 月）、共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的決定」2013 年 11 月）などの政策方針がある。

<sup>51</sup> 「中華人民共和国特許法（中华人民共和国专利法）」1984 年 3 月 12 日公布、1985 年 4 月 1 日施行。第 3 回改正 2008 年 12 月 27 日公布、2009 年 10 月 1 日施行。

<sup>52</sup> 「中華人民共和国商標法（中华人民共和国商标法）」1982 年 8 月 23 日公布、1983 年 3 月 1 日施行。第 3 回改正 2013 年 8 月 30 日公布、2014 年 5 月 1 日施行。

<sup>53</sup> 「中華人民共和国著作権法（中华人民共和国著作权法）」1990 年 9 月 7 日公布、1991 年 6 月 1 日施行。第 2 回改正 2010 年 2 月 26 日公布、同年 4 月 1 日施行。

<sup>54</sup> 集積回路配置図設計、営業秘密、地理的表示、植物新品種等も広義の知的財産とされ、法的保護を受ける（吳漢東 主編『知識産権法 第 3 版』北京大學出版社，2011，pp.1-5, 327-373.）。

<sup>55</sup> その他、知的財産権保護に関与する行政部門として、製品の品質管理、偽造製品の取締り等を担う質量技術管理局（国家レベルでは、国家質量技術監督檢驗檢疫総局）などもあるが、紙面の制約上、本稿では割愛する。

る（著作権法実施条例<sup>56</sup>第37条）。両著作権局は、著作権法48条に列挙された権利侵害行為で、かつ公共利益に損害をもたらす行為に対して、権利侵害行為の停止命令、権利侵害品の没収、罰金、及び権利侵害に利用された材料や設備などの没収などの行政処罰を与える（著作権法第48条）。

行政管理部門による処理は、中国の知的財産法の最大の特色とされ<sup>57</sup>、調査、処理が迅速といったメリットがある一方、権利侵害者に対して損害賠償を命じる権限はないことや地方保護主義<sup>58</sup>などの問題点がある<sup>59</sup>。

## （ii）輸出入管理

輸出入貨物に係る知的財産権の保護は、税関（海关）が実施する（税関法<sup>60</sup>第44条）。

税関による知的財産権の保護措置には二つの態様がある。一つは、権利者からの要請に基づく保護措置である。知的財産権の権利者が、その権利を侵害する疑いのある貨物が輸出入されようとしているのを発見した場合、税関に対して貨物の差押えを申し立てることができる。もう一つは、税関の職権に基づく保護措置である。税関は、税関総署に登録された知的財産権を侵害する疑いのある貨物を発見した場合、その権利者に通知し、権利者からの申請を受けて当該貨物の差押えを行う。調査により、知的財産権の侵害が認められれば、貨物を没収の上、公共機構への引渡し、権利者への譲渡又は廃棄などを行う。<sup>61</sup>

全国各地の税関は、税関総署の統一管理の下にある。所在地の地方政府から独立しているため、地方保護主義の影響が比較的小さいとされる<sup>62</sup>。

## （2）司法手続

**【刑事手続】** 「情状が重大」、「違法所得が巨大」など、特に深刻な知的財産権の侵害は、犯罪を構成し、刑事罰の対象となる（刑法<sup>63</sup>第213～220条）<sup>64</sup>。一般的な刑事事件と同じく、知的財産権を侵害する罪に関する捜査は公安局が行う。

公安局は、捜査の一環として、知的財産権侵害の証拠品の押収、被疑者の勾留、人民検察院への送検など必要な措置を取ることができる。中国の裁判所にあたる人民法院は、人民検察院による起訴を受け、罪状を審理し、懲役、禁固、罰金などの判決を下す。

<sup>56</sup> 「中華人民共和国著作権法実施条例（中华人民共和国著作权法实施条例）」2002年8月2日公布、同年9月15日施行。第2回改正2013年1月30日公布、同年3月1日施行。

<sup>57</sup> 遠藤誠『中国知的財産法』商事法務、2006、p.428。

<sup>58</sup> 地方保護主義とは、地方政府や法執行機関が、現地の地方利益を保護するため模造品等の問題を迅速に処理せず、あるいは摘発の後、厳しく処罰を与えない状況を指す。北京魏啓学法律事務所『模倣対策マニュアル中国編』日本貿易振興機構進出企業支援・知的財産部知的財産課、2013.3、pp.143-144。<<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/china8.pdf>>

<sup>59</sup> 同上、p.108。

<sup>60</sup> 「中華人民共和国税関法（中华人民共和国海关法）」1987年1月22日公布、同年7月1日施行。第3回改正2013年12月28日公布・施行。

<sup>61</sup> 中华人民共和国海关总署HP <<http://www.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=2559>>

<sup>62</sup> 于春生「中国の知的財産権税関保護制度の趣旨と実態」『知財管理』vol.63 no.6、2013.6、p.820。

<sup>63</sup> 「中華人民共和国刑法（中华人民共和国刑法）」1979年7月6日公布、1980年1月1日施行。第1回改正1997年3月14日公布、同年10月1日施行。修正案（八）2011年2月25日採択・公布、同年5月1日施行。

<sup>64</sup> 犯罪となる知的財産権侵害の程度は、「知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的摘要の若干の問題に関する解釈（1）」（「最高人民法院、最高人民检察院关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（一）」）、「同（2）」などの司法解釈において具体的に定められている。

【民事手続】 人民法院は、権利者その他の関係者からの訴えを受けて、知的財産権侵害の有無を審理し、損害の賠償を命じる（特許法第 60・65 条、商標法第 63 条、著作権法第 47 条）。また、知的財産権の侵害行為を遅滞なく制止しないとその合法的權益に回復困難な損害が生じるおそれがある場合、訴訟が提起される前に、当事者の一方の請求に基づいて、関連行為の差止命令及び財産保全措置を講じることができる（特許法第 66 条、商標法第 65 条、著作権法第 50 条）。

### 3 知的財産権法院の設立

平成 26（2014）年 8 月の全国人民代表大会の決定<sup>65</sup>に基づき、同年 11 月から 12 月にかけて、北京、上海、広州の 3 都市において知的財産関連の紛争を専門的に取り扱う裁判所である「知的財産権法院（知识产权法院）」が開廷した。その設立目的は、各地の裁判所により異なる裁判基準、審理の長期化など、技術革新の障壁となる問題を解決することなどである<sup>66</sup>。

同法院は、中級人民法院と同レベルとされ<sup>67</sup>、①各知的財産権法院が所在する省又は直轄市における特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密など、比較的専門性の高い知的財産権に関する民事及び行政事案の第一審、②著作権、商標等の知的財産権について基層人民法院が下した民事及び行政判決、裁定に関する上訴案件の審理、③上記に加えて、北京知的財産権法院は、國務院行政部門の裁定又は決定に対する不服申立ての第一審を管轄する。

最初に開廷した北京知的財産権法院では、発足から 1 か月間で 221 件の紛争を受理している<sup>68</sup>。今後知的財産権法院において審理が積み重なることによって、司法判断基準の統一や裁判の効率化が進むことのほか、審理水準が向上し、この分野において中国の国際的影響力や発言権が向上することが期待されている<sup>69</sup>。これら 3 つの法院の設置は、改革の第一歩に過ぎず、将来的な知的財産権法院の増設の可能性が指摘されるなど、司法分野における知的財産権保護のさらなる発展が見込まれる<sup>70</sup>。

## おわりに

模倣品・海賊版被害の現状と対策を振り返ってきたが、最も大切なのは模倣品・海賊版を無くすため、継続して活動していくことである。模倣品・海賊版の製造・販売は、それにより利益を上げられる限り根絶は難しく、権利者と権利侵害者との攻防が続くかもしれ

<sup>65</sup> 「北京、上海、広州における知的財産法院設立に関する決定」日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部 H P <[http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow\\_BID\\_5186.html](http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_5186.html)> 原文は、第十二届全国人民代表大会常务委员会第十次会议「全国人民代表大会常务委员会关于在北京、上海、广州设立知识产权法院的决定」2014.8.31.

<sup>66</sup> 刘春田「知识产权法院的职责与使命」『人民法院报』2014.9.3, p.5.

<sup>67</sup> 周强「对《关于在北京、上海、广州设立知识产权法院的决定（草案）》的说明」『全国人民代表大会常务委员会公报』311 号, 2014.9.15, pp.617-618. なお、中国の裁判所は、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院の 4 階級からなり、死刑に関する裁判を除き、二審制を採用している。

<sup>68</sup> 「北京知识产权法院成立 1 个月收案 221 件」『中国知识产权报』2014.12.10, p.1.

<sup>69</sup> 郑胜利「建立知识产权法院的几点思考」『人民法院报』2014.9.3, p.5.

<sup>70</sup> 周强 前掲注(67), p.617; 李明德「知识产权法院与创新驱动发展」『人民法院报』2014.9.3, p.5.

ない。また、対策を取ったことによって、どれだけ被害が減少したかが分かりにくいいため、費用対効果の面から対策を諦めてしまう企業もあるという。一方、決して負担は軽くないが、地道な取組で成果を上げている企業もある。少しでも権利者の負担が軽くなるよう、事前の対策や被害にあった場合の対応等に関する情報共有の仕組み作りや専門家への相談窓口の確保、費用負担軽減のための助成制度などが求められている。

また、前述の「模倣被害調査報告書」によれば、インターネット上の模倣被害を受けた企業の割合は増加傾向にあり、平成 20 (2008) 年度は 47.5%であったものが、平成 24 年度には 62.3%となっている<sup>71</sup>。このような中、オークションサイトでの模倣品の販売やインターネット上での海賊版の拡散についても、権利者やインターネット事業者と協力して対策を進めることが重要である<sup>72</sup>。知的財産権の保護活動を行っている一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカンは、「知財推進計画 2014」の策定にあたり、商標権侵害物品販売サイト等の送信情報を「違法情報」化し、実効性のある送信防止措置を取ることができるようになることや、商標権侵害物品販売サイト等の使用する銀行口座凍結の制度化、検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイト等の排除等について検討を要望している<sup>73</sup>。

中国は模倣品の一大産出国であるが、その一方で、WTO への加盟を機に、知的財産権保護のための法令整備、国家目標の策定など、対策を強化している。平成 26 (2014) 年には、この問題を専門に扱う知的財産権法院が誕生した。知的財産権の適切な保護は、国際社会の要請に適うだけでなく、中国国内産業の高度化や健全な経済成長にも資するものであり、今後のさらなる改善が期待される。

また、近年では、中国で生産された模倣品が、ドバイなどのフリーゾーンを経由して、中東やアフリカなどに広がっていくルートが指摘されている。フリーゾーンでは、大量の貨物を迅速に通過させるため、厳しい検査を行うのは難しいといった制約があるが、これらの国とも協力体制を作っていくことが重要である。ACTA については、現在のところ先進国を中心とした枠組であるが、中国を含め参加国を増やし、また、発効に向けた働きかけを継続していくことが大切となる。

---

<sup>71</sup> 特許庁 前掲注(9), p.33. 模倣被害を受けたとする企業のうち、インターネット上の模倣被害を受けた企業の割合を示したものの。

<sup>72</sup> 経済産業省は、集英社やスタジオジブリなどの出版社、アニメ関連会社と協力して、平成 26 (2014) 年 8 月から約 5 か月間、ネット上で日本の漫画やアニメの海賊版を提供するサイトに対して、集中的に削除要請を行った。(経済産業省「初の業界横断的なマンガ・アニメ海賊版対策をスタートします」<<http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140730001/20140730001.html>>; 「海賊版 300 サイトに削除要請」『日本経済新聞』2014.7.31.)

<sup>73</sup> 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見募集【法人・団体からの意見】2014.5.28, pp.6-14. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenbosyu/2014keikaku/kekka3.pdf>>